

香川県条例第8号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 公害の防止等に関する規制 第1節～第3節 略 <u>第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策</u> <u>第1款 土砂等による埋立て等に関する規制（第62条の2―第62条の7）</u> <u>第2款 特定埋立て等に関する規制（第62条の8―第62条の29）</u> 第4節～第7節 略 第3章～第7章 略 附則 （定義） 第2条 略 2～9 略 <u>10 この条例において「土砂等」とは、土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。</u> <u>11 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為（生活環境の保全上必要な措置が図られているものその他の規則で定める行為を除く。）をいう。</u> <u>12 この条例において「埋立て等区域」とは、土砂等による埋立て等に供する土地の区域（当該埋立て等が一団の土地の区域において行われる場合にあっては、当該一団の土地の区域）をいう。</u> <u>13 この条例において「特定埋立て等」とは、埋立て等区域以外の場所から</u>	目次 第1章 略 第2章 公害の防止等に関する規制 第1節～第3節 略 第4節～第7節 略 第3章～第7章 略 附則 （定義） 第2条 略 2～9 略

<u>採取された土砂等を使用して行う埋立て等であって、当該埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。</u> <u>14～21</u> 略 (排水基準) 第24条 排水基準は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等排出工場等」という。）から公共用水域に排出される水（以下この款において「排水」という。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下この節及び別表において同じ。）について、規則で定める。 2・3 略	<u>10～17</u> 略 (排水基準) 第24条 排水基準は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下「汚水等排出工場等」という。）から公共用水域に排出される水（以下この款において「排水」という。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。 2・3 略
---	---

第2章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 土砂等による埋立て等に伴う土壌の汚染対策

第1款 土砂等による埋立て等に関する規制

(土砂基準)

第62条の2 土砂基準は、埋立て等に使用される土砂等の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

(土砂等による埋立て等を行う者の責務)

第62条の3 土砂等による埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、当該埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 土砂等による埋立て等を行う者は、土壌の汚染（土砂基準に適合しない土砂等が埋立て等に使用されたことにより、土壌が汚染された状態をいう。以下同じ。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第62条の4 土砂等を発生させる者は、埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。

(土砂等の運搬を行う者の責務)

第62条の5 土砂等の運搬を行う者は、埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第62条の6 土地の所有者等は、土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供しようとするときは、当該埋立て等により土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認するよう努めなければならない。

2 土地の所有者等は、提供した土地において土砂等による埋立て等が不適正に行われていることを知ったときは、速やかに県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

(土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第62条の7 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用して行う埋立て等の用に供するため

に土地を提供してはならない。

- 2 知事は、埋立て等に使用され、又は使用された土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、当該埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2款 特定埋立て等に関する規制

(特定埋立て等の実施の届出)

第62条の8 特定埋立て等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定埋立て等に係る埋立て等区域の位置
- (3) 特定埋立て等に係る埋立て等区域の面積
- (4) 特定埋立て等に使用する土砂等の量
- (5) 特定埋立て等を行う期間
- (6) 特定埋立て等に係る埋立て等区域の表土の汚染状態
- (7) 埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置
- (8) 特定埋立て等完了後の土地の形状
- (9) 特定埋立て等完了後の土地の利用目的
- (10) 施工を管理する事務所の所在地及び連絡先
- (11) 施工を管理する者の職名及び氏名
- (12) 関係市町の範囲
- (13) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定埋立て等には適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体で規則で定めるものを行う特定埋立て等
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う特定埋立て等
- (3) 軽易な特定埋立て等で規則で定めるもの

- 3 第1項の規定による届出には、特定埋立て等に係る埋立て等区域の土地の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第62条の9 一の埋立て等が特定埋立て等となった際現にその埋立て等を行っている者は、当該埋立て等が特定埋立て等になった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、当該期間内に当該埋立て等を完了したときは、この限りでない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

(利害関係人の同意)

第62条の10 第62条の8第1項又は前条第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に係る埋立て等区域の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は利害関係を有する者で規則で定めるものに対し、当該特定埋立て等の内容を説明し、その全員の同意を得なければならない。

(住民への周知)

第62条の11 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その届出に係る特定埋立て等に係る埋立て

等区域の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定埋立て等の内容を周知させるため必要なものとして規則で定める措置を講じなければならない。

（関係市町長への説明）

第62条の12 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、関係市町の長に対し、その届出に係る特定埋立て等の内容を説明しなければならない。

（特定埋立て等の変更の届出）

第62条の13 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第62条の8第3項の規定は前項の規定による届出について、第62条の10から前条までの規定は前項の規定による届出をする者について、それぞれ準用する。

3 第62条の8第1項又は第62条の9第1項本文の規定による届出をした者は、第1項の規則で定める変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

（実施の計画の変更命令）

第62条の14 知事は、第62条の8第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定埋立て等に従事する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合することその他の規則で定める基準（第62条の27第1項第6号において「特定埋立て等実施基準」という。）に適合しないと認めるときは、次条第1項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該特定埋立て等に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第62条の15 第62条の8第1項又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る特定埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、第62条の8第1項又は第62条の13第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（土砂等の搬入の届出）

第62条の16 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に従事する埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

（1）土砂等の採取場所

（2）搬入しようとする土砂等の量

（3）搬入を行う期間

（4）搬入を行う者

（5）搬入方法

（6）搬入経路

2 前項の規定による届出には、規則で定めるところにより、土砂等の採取場所及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（搬入の計画の変更命令）

第62条の17 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る土砂等が土砂基準に適合しないと認めるときは、次条第1項に規定する期間内に限り、その届出をした者に対し、当該土砂等の搬入に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（搬入の制限）

第62条の18 第62条の16第1項又は第3項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（規則で定める場合にあっては、規則で定める日数）を経過した後でなければ、その届出に係る土砂等を搬入してはならない。

2 知事は、第62条の16第1項又は第3項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（展開検査等）

第62条の19 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域に搬入した土砂等を当該特定埋立て等に使用しようとするときは、当該土砂等の展開その他の適切な方法により、当該土砂等への廃棄物その他の生活環境の保全上支障のおそれがある物（次項において「廃棄物等」という。）の混入又は吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、土砂等に廃棄物等の混入又は吸着が確認されたときは、第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に当該土砂等を使用してはならない。

（土砂等管理台帳の作成）

第62条の20 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を使用した土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。

（定期報告等）

第62条の21 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、その届出に係る特定埋立て等を使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

2 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域以外の地域へ流出する水について水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときは、当該埋立て等区域内の土壌検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

3 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が、水質基準（埋立て等区域内の浸透水の汚染状態について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準をいう。以下同じ。）に適合していないことを確認したとき（前項ただし書の場合にあっては、当該埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したとき）は、直ちに当該特定埋立て等を停止し、その原因の調査その他当該特定埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第62条の22 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第62条の20の土砂等管理台帳（次条において「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその付近において縦覧に供しなければならない。

（関係書類等の保存）

第62条の23 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、その届出に係る特定埋立て等について第62条の25第1項の規定による完了の届出又は同条第2項の規定による廃止の届出が受理された日から5年間、関係書類等を保存しなければならない。

（標識の掲示）

第62条の24 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を行っている間、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

(完了等の届出)

第62条の25 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を完了したときは、当該完了の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定により休止の届出をした者は、その届出に係る特定埋立て等を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第62条の26 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により第62条の8第1項、第62条の9第1項本文又は第62条の13第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該承継に係る特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の所有者等に通知しなければならない。

(措置命令等)

第62条の27 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定埋立て等を行い、又は行った者に対し、直ちに当該特定埋立て等を停止し、又は期限を定めて、当該特定埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、若しくは土壌の汚染を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。

(2) 第62条の15第1項又は第62条の18第1項の規定に違反して特定埋立て等が行われ、又は土砂等が搬入されたとき。

(3) 第62条の21各項の規定による報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

(4) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の浸透水が水質基準に適合していないとき。

(5) 特定埋立て等に供する埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合していないとき。

(6) 特定埋立て等が特定埋立て等実施基準に適合していないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、土壌の汚染を防止するために緊急の必要があるとき。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第62条の28 知事は、前条第1項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 知事は、前項の公表をした場合において、その命令を受けた者が当該命令の内容を履行したと認めるときは、その旨を公表するものとする。

(土地の所有者等に対する勧告及び公表)

第62条の29 知事は、特定埋立て等に供する埋立て等区域において、土壌の汚染が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該埋立て等区域の土地の所有者等に対し、土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の公表について準用する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告の徴収) 第125条 略 (1)～(5) 略 <u>(5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者</u> <u>(5)の3 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を排出し、又は排出した者</u> <u>(5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等を運搬し、又は運搬した者</u> <u>(5)の5 土砂等による埋立て等の用に供するために土地を提供し、又は提供した者</u> (6)～(17) 略 (立入検査等) 第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、<u>関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等(第5号の3及び第5号の4に掲げる場所の土砂等に限る。)</u>を無償で収去させることができる。 (1)～(5) 略 <u>(5)の2 土砂等による埋立て等を行い、又は行った者の事務所又は事業所</u> <u>(5)の3 埋立て等区域</u> <u>(5)の4 埋立て等に使用され、又は使用された土砂等の採取場所</u> (6)～(10) 略 2・3 略 <u>(関係行政機関への照会等)</u> <u>第126条の2 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、</u>	(報告の徴収) 第125条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。 (1)～(5) 略 (6)～(17) 略 (立入検査等) 第126条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、次に掲げる場所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は<u>関係者に質問させる</u>ことができる。 (1)～(5) 略 (6)～(10) 略 2・3 略

関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(公害の防止についての必要な措置)

第127条 略

(香川県環境審議会への諮問)

第128条 知事は、特定施設、土壌汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、土砂基準、水質基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第7章 罰則

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項、第62条の7第2項、第62条の14、第62条の17、第62条の27第1項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第62条の8第1項、第62条の9第1項本文、第62条の13第1項又は第62条の16第1項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第136条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第62条の20の規定による土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(2) 第62条の21各項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第137条 略

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第62条の13第3項、第62条の25各項、第62条の26第2項、第82条第

(公害の防止についての必要な措置)

第127条 略

(香川県環境審議会への諮問)

第128条 知事は、特定施設、土壌汚染関係施設、揚水施設、特定建設作業又はばい煙の排出基準、粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、排水基準、水質排水基準、騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準若しくは振動の規制基準を定めようとするときは、香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第7章 罰則

第132条 第9条、第14条第1項、第28条、第31条第1項、第51条第4項又は第86条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第136条 第81条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第137条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第26条、第82条第1項又は第83条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽

1 項又は第83条第1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第10条第1 項、第29条第1 項、第62条の15第1 項、第62条の18第1 項又は第62条の23の規定に違反した者 第139条 略 (1)・(2) 略 (3) 第126条第1 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	の届出をした者 (2) 第10条第1 項又は第29条第1 項の規定に違反した者 第139条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 (3) 第126条第1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
---	--

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7 年10月1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明であって改正後の第62条の10から第62条の12までに規定する利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明に相当するものは、改正後の第62条の10から第62条の12までの規定によりなされた利害関係人の同意の取得、住民への周知又は関係市町長への説明とみなす。
- 3 施行日前になされた香川県環境審議会の意見の聴取であって改正後の第128条に規定する土砂基準又は水質基準を定めようとするときの香川県環境審議会の意見の聴取に相当するものは、同条の規定によりなされた土砂基準又は水質基準を定めようとするときの香川県環境審議会の意見の聴取とみなす。
- (香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 4 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>事</th><th>務</th><th>市 町</th></tr><tr><td colspan="2">1～25 略</td><td></td></tr><tr><td>26</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	事	務	市 町	1～25 略			26	略	略	(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>事</th><th>務</th><th>市 町</th></tr><tr><td colspan="2">1～25 略</td><td></td></tr><tr><td>26</td><td>香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務の</td><td>高松市</td></tr></table>	事	務	市 町	1～25 略			26	香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務の	高松市
事	務	市 町																	
1～25 略																			
26	略	略																	
事	務	市 町																	
1～25 略																			
26	香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務の	高松市																	

(1)～(11) 略 (12) 条例第125条（同条第1号から<u>第5号</u>まで、<u>第6号</u>、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収 (13) 条例第126条第1項（<u>同項第5号の2から第5号の4</u>まで及び<u>第7号</u>を除き、同項第8号に掲げる場所にあつては、条例第125条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等 (14) (1)から<u>(13)</u>までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で規則で定めるもの		うち、次に掲げるもの (1)～(11) 略 (12) 条例第125条（同条第1号から<u>第6号</u>まで、第11号及び第15号から第17号までに掲げる者に対するものに限る。）の規定による報告の徴収 (13) 条例第126条第1項（<u>同項第7号</u>を除き、同項第8号に掲げる場所にあつては、条例第125条第11号及び第15号に規定する者の事業場に限る。）の規定による立入検査等 (14) (1)から<u>(15)</u>までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で規則で定めるもの	
27～55 略		27～55 略	
備考 略		備考 略	